

所沢市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、所沢市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる工事は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の工事とする。ただし、別表に掲げる工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定の内容は、工事の施工状況、目的物の品質等とする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 担当監督員
- (2) 総括監督員（工事主管課長又は工事主管課長が指名する職員をいう。以下同じ。）
- (3) 工事検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、工事の評定者となる担当監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

- 2 評定を行う時期は、担当監督員及び総括監督員にあつては工事が完成したとき、工事検査員にあつては完成検査を実施するときとする。
- 3 評定は、別に定める考査項目別運用表に基づき行い、工事成績報告書及び細目別評定点採点表に記録するものとする。
- 4 評定者は、受注者が創意工夫・社会性等に関する実施状況について（様式第1号）を提出したときは、これを考慮し評定するものとする。
- 5 前項の書面の收受は、工事主管課において行うものとする。

(工事成績の報告)

第6条 契約課長は、評定結果について市長に報告するとともに、工事主管課長に通知するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、完成検査終了後、評定結果を工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（土木）（様式第2号）又は工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（建築）（様式第2号の2）により受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第8条 前条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を含む。）以内に、工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）（様式第3号）により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）において内容を審査し、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第4号）により回答するものとする。
- 3 委員会の設置要領は、市長が別に定める。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条第2項により検討した結果、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、評定を修正し、工事成績評定結果の修正について（通知）（様式第5号）を受注者へ通知するものとする。この場合において、説明請求の規定は適用しない。

(評定結果の公表)

第10条 市長は、完成検査終了後遅滞なく、所沢市役所内（契約課）において、工事成績評定結果表（様式第6号）により評定結果を公表するものとする。

2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者又は氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。

5 工事成績評定結果表の保存期間は、3年とする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1	土木関係工事で、主たる工事内容が、照明灯、道路反射板、情報板、防護柵、転落防止柵、標識、標柱、区画線、整地、浚渫、無線、堤防天端補修、森林整備（間伐・下刈等）のいずれかに該当する工事
2	建築関係工事で、主たる工事内容が、都市ガス、標識、サイン、設備機器分解修理、外柵、畳のいずれかに該当する工事
3	単価契約工事
4	その他発注者が認めた工事

年 月 日

(宛先) 所沢市長

受注者



創意工夫・社会性等に関する実施状況について

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
実 施 状 況	

第 号
年 月 日

様

所沢市長



工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（土木）

下記工事は完成検査の結果、合格したので、所沢市建設工事請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。

また、工事成績評定結果を所沢市工事成績評定要領第7条の規定により併せて通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を含む。）以内に書面で説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 点
	II 配置技術者	／ 点
2 施工状況	I 施工管理	／ 点
	II 工程管理	／ 点
	III 安全対策	／ 点
	IV 対外関係	／ 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 点
	II 品質	／ 点
	III 出来ばえ	／ 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	／ 点
5 創意工夫	I 創意工夫	／ 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	／ 点
7 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
評定点計		／ 100 点

第 年 月 日
 号

様

所沢市長



工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（建築）

下記工事は完成検査の結果、合格したので、所沢市建設工事請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。

また、工事成績評定結果を所沢市工事成績評定要領第7条の規定により併せて通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を含む。）以内に書面で説明を求めることができます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 点
	II 配置技術者	／ 点
2 施工状況	I 施工管理	／ 点
	II 工程管理	／ 点
	III 安全対策	／ 点
	IV 対外関係	／ 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 点
	II 品質	／ 点
	III 出来ばえ	／ 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	／ 点
5 創意工夫	I 創意工夫	／ 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	／ 点
7 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
評定点計		／ 100 点

年 月 日

(宛先)所沢市長

受注者

㊟

工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）

下記の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 評定に疑問のある項目又は細別

- 4 説明を請求する理由

第 号
年 月 日

様

所沢市長



工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、
所沢市工事成績評定要領第8条第2項の規定により回答します。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答

3 完成検査年月日 年 月 日

4 送付先及び手続等問合せ先

工事成績評定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
工 期	
請 負 代 金 額	
完 成 検 査 年 月 日	
受 注 者	
評 点	